



# 鳥取県公報

平成16年 7月27日(火)  
第 7 6 0 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (547) (福祉保健課) .....	1
	クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (548) (県民生活課) .....	1
	家畜伝染病の発生 (549) (畜産課) .....	2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (550・551) (都市計画課) .....	2
公 告	クリーニング師試験の実施 (県民生活課) .....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第547号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人親誠会	倉吉市東昭和町158	社会福祉法人親誠会ホームヘルプたんぼ昭和町	倉吉市東昭和町158	訪問介護	平成16年 7月20日

### 鳥取県告示第548号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2 第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成16年 7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地  
財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8 - 2

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

3 研修及び講習の日時及び場所

(1) 日時 平成16年8月29日(日) 午後1時から午後5時まで

場所 鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館

(2) 日時 平成16年9月12日(日) 午後1時から午後5時まで

場所 倉吉市山根29 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館

(3) 日時 平成16年9月26日(日) 午後1時から午後5時まで

場所 米子市末広町74 鳥取県立米子コンベンションセンター

(4) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。

4 受講申込み期間

(1) 8月29日実施分 平成16年8月9日(月) から同月20日(金) まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 9月12日実施分 平成16年8月23日(月) から同年9月3日(金) まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 9月26日実施分 平成16年9月6日(月) から同月17日(金) まで(日曜日及び土曜日を除く。)

5 受講料

研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。

6 受講申込み先及び問合せ先

財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市大榎町13 - 1

電話 0857 - 29 - 8590

**鳥取県告示第549号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡東伯町大字八反田120	平成16年7月20日

**鳥取県告示第550号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類および名称

鳥取都市計画公園 2・2・110号グランデ公園

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類および名称

鳥取都市計画土地区画整理事業 弥生土地区画整理事業

2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成16年 7月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成16年 9月30日（木）	午前10時から午前11時30分まで
実 地 試 験	平成16年 9月30日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 衛生法規に関する知識
  - イ 公衆衛生に関する知識
  - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
  - ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
  - イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）
- (4) 試験には、次のものを持参しなければならない。
  - ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具

イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上で白色のものに限る。）

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定される者とみなされる者を含む。）であること。

#### 5 受験手続

##### （1）提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の名刺型のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

##### （2）受付期間

平成16年8月16日（月）から同年9月3日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による場合は、平成16年9月3日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるもの限り受け付ける。）

##### （3）提出先

鳥取県生活環境部県民生活課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271）又は県内各保健所若しくは保健所支所に持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、普通書留又は信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うものによること。

#### 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

#### 7 合格者の発表

（1）発表日 平成16年10月8日（金）

（2）発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

#### 8 その他

（1）出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

（2）試験の詳細については、鳥取県生活環境部県民生活課（電話0857 - 26 - 7185）又は県内各保健所若しくは保健所支所に照会すること。

（3）郵便又は信書便によって照会する場合は、80円切手をはった返信用封筒を同封すること。

（4）この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過するまでの間に、鳥取県生活環境部県民生活課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。